令和6年2月藤枝市議会 定例月議会議案

令和6年2月19日藤枝市

	議	案	昏号		議案名	頁
第	2	号	議	案	令和6年度藤枝市一般会計予算	別冊
第	3	号	議	案	令和6年度藤枝市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
第	4	号	議	案	令和6年度藤枝市土地取得特別会計予算	別冊
第	5	号	議	案	令和6年度藤枝市駐車場事業特別会計予算	別冊
第	6	号	議	案	令和6年度藤枝市介護保険特別会計予算	別冊
第	7	号	議	案	令和6年度藤枝市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
第	8	号	議	案	令和6年度藤枝市病院事業会計予算	別冊
第	9	号	議	案	令和6年度藤枝市水道事業会計予算	別冊
第	1	0 号	計議	案	令和6年度藤枝市下水道事業会計予算	別冊
第	1	1 号	計議	案	令和5年度藤枝市一般会計補正予算(第8号)	別冊
第	1	2 号	計議	案	令和5年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	別冊
第	1	3 長	景議	案	令和5年度藤枝市土地取得特別会計補正予算(第2号)	別冊
第	1	4 長	計議	案	令和5年度藤枝市介護保険特別会計補正予算(第3号)	別冊
第	1	5 号	計議	案	令和5年度藤枝市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	別冊
第	1	6 号	計議	案	令和5年度藤枝市病院事業会計補正予算(第3号)	別冊
第	1	7 長	,議	案	令和5年度藤枝市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
第	1	8 長	計議	案	藤枝市職員定数条例の一部を改正する条例	1
第	1	9 長	計議	案	藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条 例	2
第:	2	0 長	計議	案	藤枝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	4
第	2	1 号	計議	案	藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	5
第	2	2 長	計議	案	藤枝市立総合病院施設整備基金条例	8
第:	2	3 長	計議	案	藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例	9
第:	2	4 長	計議	案	藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例	12
第	2	5 長	計議	案	藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり条例	15
第:	2	6 듯	計議	案	藤枝市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	18

第 2	2 7	号議案	藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例	19
第 2	2 8	号議案	藤枝市こども基本条例	20
第 2	2 9	号議案	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	27
第 3	3 0	号議案	藤枝市水道事業給水条例の一部を改正する条例	28
第 3	3 1	号議案	建設工事請負契約の締結について(令和5年度(道補)瀬戸口橋更新工事)	29
第 3	3 2	号議案	志太広域事務組合規約の変更について	30

藤枝市職員定数条例の一部を改正する条例

藤枝市職員定数条例(昭和29年藤枝市条例第5号)の一部を次のように改正する。 第1条中「、教育委員会及び公営企業の事務部局」を「及び教育委員会の事務部 局並びに公営企業(以下「事務部局等」という。)」に改める。

第2条第1号中「620人」を「670人」に改め、同条第2号中「公営企業の事務部局」を「公営企業」に、「1,020人」を「1,010人」に改め、同号イ中「60人」を「50人」に改め、同条第8号中「130人」を「90人」に改め、同号ア中「45人」を「30人」に改め、同号イ中「85人」を「60人」に改める。

第3条及び第4条中「事務部局」を「事務部局等」に改める。

附則

藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例

藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年藤枝市条例 第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第5条第1項中「並びに第17条」を「、第17条」に改め、「規定」の次に「並びに第18条(第2項を除く。)の規定」を加え、同条中第6項を第7項とし、第 5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、100分の102.5を乗じて得た額に、 基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月15日以上6か月未満 100分の95
 - (3) 5か月以上5か月15日未満 100分の90
 - (4) 4か月15日以上5か月未満 100分の80
 - (5) 4か月以上4か月15日未満 100分の70
 - (6) 3か月15日以上4か月未満 100分の60
 - (7) 3か月以上3か月15日未満 100分の50
 - (8) 2か月15日以上3か月未満 100分の40
 - (9) 2か月以上2か月15日未満 100分の30
 - (10) 1か月15日以上2か月未満 100分の20
 - (11) 1か月以上1か月15日未満 100分の15
 - (12) 15日以上1か月未満 100分の10
 - (13) 15日未満 100分の5
 - (14) 0 日 0

第13条第1項中「第18条第2項第1号」を「第19条第2項第1号」に改め、 同条第2項中「第18条第2項第2号」を「第19条第2項第2号」に改める。

第14条第2項から第4項まで、第15条第2項及び第16条第2項中「第18 条」を「第19条」に改める。

第24条を第25条とし、第18条から第23条までを1条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の1条を加える。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

- 第18条 給与条例第18条(第2項を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上の第1号会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6月以内の第1号会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬(第2号会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。
- 2 第5条第5項の規定は、第1号会計年度任用職員について準用する。
- 3 第1項の規定を適用する場合において、任期の定めが6月に満たない第1号会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該第1号会計年度任用職員は、当該会計年度において、任期の定めが6月以上の第1号会計年度任用職員とみなす。
- 4 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に第1号会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の第1号会計年度任用職員とみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
 - (藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 藤枝市職員の育児休業等に関する条例(平成4年藤枝市条例第6号)の一部を 次のように改正する。
 - 第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員(以下 「会計年度任用職員」という)を除く。)」を削る。
 - 第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)」に改める。

藤枝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

藤枝市消防団員等公務災害補償条例 (昭和41年藤枝市条例第23号) の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中

Γ

12,440円	13,320円	14,200円
10,670円	11,550円	12,440円
8,900円	9,790円	10,670円

| を

Γ

12,500円	13,350円	14,200円
10,800円	11,650円	12,500円
9,100円	9,950円	10,800円

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の藤枝市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた藤枝市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年藤枝市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改める。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人情報利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人情報利用事務 をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。 第3条中「講ずる」の次に「とともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主 体的に、地域の特性に応じた施策を実施する」を加える。

第4条第1項中「に規定する」を「の」に、「執行機関の欄」を「第1欄」に、「執行機関が行う」を「機関が行う」に、「事務の欄」を「第2欄」に、「掲げる市の執行機関」を「掲げる機関」に改め、「次項の規定により同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して」を削り、「第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務」を「行う特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項中「執行機関は」を「機関は」に、「当該執行機関」を「当該機関」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該執行機関」を「自ら」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「規定による特定個人情報の提供」を「条例で定める特定個人情報を提供することができる場合」に、「ことにより行うもの」を「とき」に改める。

別表第1中「藤枝市母子家庭等医療費助成要綱」を「藤枝市ひとり親家庭等医療 費助成要綱」に、

市長

藤枝市こども医療費助成要綱(昭和59年藤枝市告示第24号)

	に関する事務であって規則で定めるもの
市長	藤枝市一般不妊治療(人工授精)費助成金交付要綱(平成26
	年藤枝市告示第110-2号)及び藤枝市特定不妊治療費助成金
	交付要綱(平成21年藤枝市告示第111号)に関する事務であっ
	て規則で定めるもの

」を

Γ

市長	藤枝市こども医療費助成要綱(昭和59年藤枝市告示第24号)
	に関する事務であって規則で定めるもの

」に

改める。

別表第2市長の部国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるものの項を削り、同表中「藤枝市母子家庭等医療費助成要綱」を「藤枝市ひとり親家庭等医療費助成要綱」に、「母子家庭等医療費助成関係情報」を「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」に改め、同表市長の部藤枝市一般不妊治療(人工授精)費助成金交付要綱及び藤枝市特定不妊治療費助成金交付要綱に関する事務であって規則で定めるものの項を削る。

別表第3中「法別表第2の26の項第2欄に掲げる事務」を「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの」に、「法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報」を「学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの」に、「法別表第2の87の項第2欄に掲げる事務」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの」に、「法別表第2の87の項第4欄に掲げる情報」を「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの」に、「法別表第2の38の項第2欄に掲げる事務」を「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの」に、「法別表第2の38の項第4欄に掲げる情報」を「生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの」に改める。

附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

る法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

藤枝市立総合病院施設整備基金条例

(設置)

第1条 藤枝市立総合病院施設の整備に係る繰出金の財源に充てるため、藤枝市立総合病院施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定めるところによる。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えること ができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及 び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができ る。

(処分)

- 第6条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、 処分することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるため必要があると認めるときは、この基金の設置の目的を損なわない範囲内で処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別 に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例(平成12年藤枝市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表の第5の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表の第9の部各号列記以外の部分中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部 (6)の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表の第10の部(3)の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、(4)の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改める。

別表の第10の部(31)の項を(31)の項とし、(26)の項を(30)の項とし、同項の前に次の1項を加える。

(29)	介護保険法第115条の31	8,000円	1 申請につき 1
	の規定により準用する同法第		件とする。
	70条の2第1項の規定に基		
	づき行う指定介護予防支援事		
	業者の指定の更新の申請に対		
	する審査		

別表の第10の部(25)の項を(28)の項とし、(24)の項を(27)の項とし、(23)の項を(26)の項と し、同項の前に次の1項を加える。

(25)	介護保険法第115条の22	15,000円	1申請につき1
	第1項の規定に基づき行う指		件とする。
	定介護予防支援事業者の指定		
	の申請に対する審査		

別表の第10の部(22)の項を(24)の項とし、(9)の項から(21)の項までを2項ずつ繰り下げ、(8)の項中「事務」の次に「又は同法120条の6第1項の規定に基づく届書等

情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を、「1書類」の次に「又は1届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同項を(10)の項とし、(7)の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を(9)の項とし、(6)の項の次に次の2項を加える。

(7)戸籍法第120条の3第2項の規定 400円 1戸籍電子証明 に基づく戸籍電子証明書提供 書提供用識別符 用識別符号の発行(情報通信技 号を1件とする。 術を活用した行政の推進等に 関する法律(平成14年法律第 151号) 第7条第1項の規定によ り同法第6条第1項に規定する 電子情報処理組織を使用する 方法(総務省令で定めるものに 限る。以下この項において同 じ。) により戸籍電子証明書提 供用識別符号の発行を行う場 合(当該発行に係る戸籍電子証 明書の請求が同条第1項の規定 により同項に規定する電子情 報処理組織を使用する方法に より行われた場合に限る。) に おける当該発行及び戸籍電子 証明書提供用識別符号の発行 に係る戸籍電子証明書の請求 を行う者が同時に当該戸籍電 子証明書が証明する事項と同 一の事項を証明する戸籍の謄 本若しくは抄本又は戸籍証明 書の請求を行う場合における 当該発行を除く。)

(8)戸籍法第120条の3第2項の規定 700円 1除籍電子証明 に基づく除籍電子証明書提供 書提供用識別符 用識別符号の発行(情報通信技 号を1件とする。 術を活用した行政の推進等に 関する法律第7条第1項の規定 により同法第6条第1項に規定 する電子情報処理組織を使用 する方法により除籍電子証明 書提供用識別符号の発行を行 う場合(当該発行に係る除籍電 子証明書の請求が同項の規定 により同項に規定する電子情 報処理組織を使用する方法に より行われた場合に限る。)に おける当該発行及び除籍電子 証明書提供用識別符号の発行 に係る除籍電子証明書の請求 を行う者が同時に当該除籍電 子証明書が証明する事項と同 一の事項を証明する除かれた 戸籍の謄本若しくは抄本又は 除籍証明書の請求を行う場合 における当該発行を除く。)

別表の第10の部第2項中「第8号」を「第10号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表の第10の部の改正規定(別表の同部(27)の項を(31)の項とし、(26)の項を(30)の項とし、同項の前に1項を加える改正規定及び別表の同部(25)の項を(28)の項とし、(24)の項を(27)の項とし、(23)の項を(26)の項とし、同項の前に1項を加える改正規定を除く。)は、令和6年3月1日から施行する。

藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例

藤枝市介護保険条例(平成12年藤枝市条例第11号)の一部を次のように改正する。 第4条第1項第1号中「32,100円」を「31,013円」に改め、同項第 2 号中「41,730円」を「40,896円」に改め、同項第3号中「48,1 50円」を「47,031円」に改め、同項第4号中「53,286円」を「57, 187円」に改め、同項第5号中「64,200円」を「68,160円」に改め、 同項第6号中「73,830円」を「81,792円」に改め、同号イ中「又は第 10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号 イ」に改め、同項第7号中「83,460円」を「92,016円」に改め、同号 イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ 又は第14号イ」に改め、同項第8号中「99、510円」を「112、464円」 に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、 第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「107、856円」を「12 2,688円」に改め、同号ア中「500万円」を「420万円」に改め、同号イ 中「又は第10号イ」を「、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第 14号イ」に改め、同項第10号中「115,560円」を「129,504円」 に改め、同号ア中「800万円」を「520万円」に改め、同号イ中「部分を除く。)」 の次に「、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第11 号中「前各号のいずれにも該当しない者 128,400円」を「次のいずれかに 該当する者 143,136円」に改め、同号に次のように加える。

- ア 合計所得金額が620万円未満であって、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)
- 第4条第1項に次の4号を加える。
- (12) 次のいずれかに該当する者 156,768円
 - ア 合計所得金額が720万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない もの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

- (13) 次のいずれかに該当する者 163,584円
 - ア 合計所得金額が800万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない もの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
- (14) 次のいずれかに該当する者 170,400円
 - ア 合計所得金額が1,000万円未満であって、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)
- (15) 前各号のいずれにも該当しない者 177,216円

第4条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「19,260円」を「19,426円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「25,680円」を「27,264円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「44,940円」を「46,690円」に改める。

第6条第3項中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12 号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「若しくは第10号に」を「、第10 号、第11号、第12号、第13号若しくは第14号に」に改める。

第12条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者にあっては 納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者にあっては 特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに」を「納期限までに、」 に改める。

附則

(施行期日)

(経過措置)

2 改正後の藤枝市介護保険条例の規定は、令和6年度分の介護保険料から適用し、 令和5年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。 藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり条例

今日、認知症に関する社会の考え方(以下「認知症観」という。)が大きく変わってきています。令和6年1月1日には国による法整備がなされ、認知症の人がその個性と能力を発揮し、社会の対等な構成員として、ともに活躍し支え合う、新しい認知症観に基づく共生社会の実現に向けた取組が推進されています。

藤枝市においても、「認知症の人とともに築く地域づくり」を認知症施策の基本とし、認知症の人同士が集い自らの体験や希望を語り合う機会や認知症の人がその姿と声を通じて、認知症とともに暮らす中での思いや考えを発信する機会の創出に取り組んでおり、認知症の人が暮らしやすいまちづくりに必要な役割を担っています。認知症の人を含む全ての市民等が世代や立場を超えて、共に創る共生社会の実現を目指し、中長期的に認知症施策を推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市が行う共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号。以下「法」という。)の規定に基づく認知症施策(以下「認知症施策」という。)の基本理念、市の責務並びに市民等、事業者及び関係機関等(以下「多様な主体」という。)の役割その他の認知症施策の基本となる事項を定めることにより、全ての市民等が安心して認知症とともに生きることができるまちづくりを共創により推進することを図り、もって全ての市民等が個性と能力を発揮し、自分らしく暮らすことができる活力ある共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 認知症 法第2条に規定する認知症をいう。
 - (2) 市民等 市内に居住、通勤又は通学する者をいう。
 - ③ 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
 - (4) 関係機関等 医療、介護、福祉、保健、法律その他の生活に関連するサービスであって、認知症の人の支援となるものに携わる機関又は事業者をいう。
 - (5) 共創 市及び多様な主体がそれぞれの個性と能力を発揮し、創意工夫により 新たな発想や取組、仕組みを創出することをいう。

(基本理念)

- 第3条 認知症施策を推進するための基本理念は、次のとおりとする。
 - (1) 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、その個性と能力を十分に発揮し、様々なことに挑戦し、自分らしく暮らし続けること。
 - (2) 認知症とともに生きることへの多様な主体の理解を深め、世代や立場を超えて、全ての市民が暮らしやすいまちを共創すること。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に推進 するものとする。
- 2 市は、認知症施策の実施に当たり、常に認知症の人の視点に立ち、認知症の人 並びにその家族及び認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者(以下 「家族等」という。)の意見を聴き、法第13条の規定に基づく計画の策定、そ の実施及び評価をするものとする。

(市民等の役割)

- 第5条 市民等は、認知症とともによりよく暮らすための備えとして、認知症に関する正しい知識及び認知症の人の発信をもとに認知症の人に関する正しい理解 を深めるよう努めるものとする。
- 2 認知症の人を含む全ての市民等は、相互に支え合い安心して社会参加を継続で きるよう努めるものとする。
- 3 認知症の人は、多様な主体が認知症とともに生きることへの理解を深めること ができるよう自らの意思に基づき、経験、思い及び考えを発信するよう努めるも のとする。

(事業者の役割)

- 第6条 事業者は、その従業員が認知症とともに生きることへの理解を深めるため に必要な教育や研修その他の学びの機会を設けるとともに、サービスの提供に当 たり、認知症の人の意向を重視し、必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるもの とする。
- 2 事業者は、認知症の人及び家族等の状態に応じて、働きやすい環境を整備し、 その雇用の継続に配慮するよう努めるものとする。

(関係機関等の役割)

第7条 関係機関等は、認知症の人の状態と意向に応じて適切なサービスを受ける ことができるよう相互の連携に努めるとともに、認知症の人及び家族等が、適切 なサービスを選択することができるよう必要な情報の提供に努めるものとする。 (認知症とともに生きることへの理解の促進)

第8条 市は、多様な主体が認知症とともに生きることへの理解を深めるために、 認知症の人の経験及び思い、考えその他の共創のために必要なことを発信し、認 知症について学ぶことができる機会の創出に努めるものとする。

(社会参加及び社会参画のための環境の整備)

- 第9条 市は、認知症の人の視点に立ち、認知症の人が生活する上で障壁となるものをなくし、安全かつ安心して社会参加及び社会参画ができる認知症バリアフリーな環境の整備に努めるものとする。
- 2 市は、家族等が働きやすい環境及び健康でよりよく暮らし続けるための環境の 整備に努めるものとする。

(藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会)

- 第10条 市は、この条例に基づき安心して認知症とともに生きることができるまちづくりを共創により推進するために、必要な事項の調査及び審議を行うため、認知症の人及び家族等が参画した藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会(次項において「委員会」という。)を設置する。
- 2 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で 定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

藤枝市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

藤枝市子ども・子育て会議条例(平成25年藤枝市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若し くは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

附則

藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例(平成26年藤枝市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第24条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「しなければならない」を「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第36条第3項中「第7条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。)」とあるのは、「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。)」と、」を加え、「2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と」を削る。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録 媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、令和6年 4月1日から施行する。

藤枝市こども基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条·第2条)
- 第2章 こどもの権利の保障(第3条一第6条)
- 第3章 こどもの権利を保障するための責務(第7条一第11条)
- 第4章 こどもにやさしいまちづくりの推進(第12条一第22条)
- 第5章 保護者等への周知及び啓発(第23条)
- 第6章 施策の評価(第24条・第25条)
- 第7章 こどもの権利侵害からの救済(第26条)
- 第8章 雑則(第27条)

附則

こどもは、次代を担うかけがえのない存在であり、計り知れない可能性を秘めた 宝であります。

全てのこどもは、貴重な社会の一員であり、一人一人が異なる環境の中で育ち、権利の主体として尊重され、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が保障されなければなりません。そのために全ての市民は、連携し、及び協働してこどもに寄り添い、誰一人取り残すことなく、全てのこどもが将来へ希望をもち、心と体が健やかに育つ環境づくりを推進する必要があります。

さらに、こども自身がこれらの権利を理解し、行使し、守られることが、こども にやさしいまちの実現につながっていきます。

今を生きるこどもたちが、夢と希望を抱きながら幸せに暮らし、安全・安心で心身ともに健やかに成長することは、全ての市民にとって切なる願いであります。その成長を地域社会で相互に連携し、かつ、協働して支え、明るい未来へ導き、生まれ育った自然豊かで魅力あふれるまちにいつまでも住み続けたいと思えるような、こどもにやさしいまちの実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、全てのこどもを尊重し、こどもの権利並びに保護者、市、学校等、地域住民等及び事業者(以下「市等」という。)の責務その他の市が行うこども基本法(令和4年法律第77号。以下「法」という。)に規定するこども施策

(以下「こども施策」という。)の推進のための基本となる事項を定めることにより、こどもたちが安全に、かつ、安心して健やかに育つまち及びこどもにやさしいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) こども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
 - (2) 若者 中学生年代から40歳未満の者をいう。
 - (3) 保護者 親及びこどもを現に養育する者をいう。
 - (4) 学校等 学校、幼稚園、保育所、認定こども園その他こどもが学び、育つための施設並びにこれらの関係者及び組織をいう。
 - (5) 地域住民等 市民及び団体をいう。
 - (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む全ての事業者及び団体をいう。
 - (7) 関係機関 他の地方公共団体、警察及び医療機関をいう。

第2章 こどもの権利の保障

(安心して健康に生きる権利の保障)

- 第3条 市等は、こどもが安全に、かつ、安心して健康に生きるために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。
 - (1) 命が守られ、尊重されること。
 - (2) 差別又は不当な扱いを受けないこと。
 - (3) 虐待、体罰、いじめなどあらゆる暴力を受けないこと。
 - (4) 健康が保たれ、適切な医療を受けられること。

(個性が尊重され自分らしく生きる権利の保障)

- 第4条 市等は、こどもがその個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲 げることを保障するための配慮をしなければならない。
 - (1) 自分の存在を認められ、個性が尊重されること。
 - (2) 自分の考えを年齢、成長及び発達に応じて自由に表現し、尊重されること。
 - (3) プライバシー及び名誉が守られること。

(自ら守り、守られ、育まれる権利の保障)

第5条 市等は、こどもが自分を守り、又は自分が守られ、若しくは育まれるため

- に、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。
- (1) 学び、遊び、及び心身ともに休息することができること。
- (2) 文化、芸術及びスポーツに触れ、親しむこと。
- (3) 社会全体から必要な支援を受けられること。
- (4) 成長が妨げられる状況から保護されること。
- (5) 悩み又は困りごとに係る相談をし、又は助言その他必要な支援を受けられること。
- (6) 愛情と理解をもって大切に育まれること。

(社会に参加する権利の保障)

- 第6条 市等は、こどもが自分に関わることについて意見を述べ、社会に参加する ために、次に掲げることを保障するための配慮をしなければならない。
 - (1) 自分の意見を表明する機会が与えられること。
 - (2) 社会に参加するために、必要な知識及び情報を得るための支援が受けられること。
 - (3) 自由に仲間を作り、集い、又は活動すること。

第3章 こどもの権利を保障するための責務

(保護者の責務)

- 第7条 保護者は、こどもの養育及び権利の保障について最も重要な責任があることを認識し、必要に応じて市等及び関係機関に相談し、支援を求め、こどもの年齢及び発達に応じた養育に努めるものとする。
- 2 保護者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、自らの権利と同様 に、他者の権利を尊重できるよう支援に努めるものとする。
- 3 保護者は、こどもとの時間を大切にし、こどもが健やかに育つ環境の整備に努 めるものとする。

(市の責務)

- 第8条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者、学校等、地域住民等、事業者及び関係機関(以下「保護者等」という。)と連携し、協働によりこども施策を推進するものとする。
- 2 市は、保護者、学校等、地域住民等及び事業者がそれぞれの責務を果たすこと ができるよう、必要な支援を行うものとする。

(学校等の責務)

第9条 学校等は、こども一人一人の発達に応じて、こどもが主体的に学び、健や

かに育つことができる環境を整備するとともに、必要な支援に努めるものとする。

- 2 学校等は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重し、ともに学ぶことができるよう、必要な支援に努めるものとする。
- 3 学校等は、こどもが様々な経験を通して成長できるよう、必要な支援に努める ものとする。

(地域住民等の責務)

第10条 地域住民等は、市及び学校等と協働して、こどもが安全に、かつ、安心 して豊かな心と体を育むことができる環境の整備に努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第11条 事業者は、保護者である従業員が子育てと仕事を両立できるよう、子育 てしやすい職場の環境の整備に努めるものとする。
- 2 事業者は、ともに働く従業員の子育てに対する理解を深め、意識向上に努める ものとする。

第4章 こどもにやさしいまちづくりの推進

(こども本位の環境の整備の推進)

第12条 市は、保護者等と協働して、こどもが健やかに育ち、こどもの気持ちを 受け止め、かつ、こどもの権利が尊重されるこども本位の環境の整備を推進する ものとする。

(健やかな成長の支援)

第13条 市は、こどもの健やかな成長に必要な支援を推進するものとする。

(伴走型支援)

第14条 市は、伴走型支援(妊産婦の段階及び新生児から若者に至るまでの各段階に応じ、一貫した包括的できめ細かな切れ目のない支援をいう。)を推進するものとする。

(誰一人取り残さない教育の推進)

第15条 市は、全てのこどもたちが誰一人取り残されることなく、ともに教育を 受け、一人一人が夢や希望を持ち、生き生きと学び、健やかに育つ環境の整備に 努めるものとする。

(こどもにやさしいまちづくりの推進)

第16条 市は、第12条から前条までの規定を踏まえ、こども施策の幅広い展開 及びより一層の充実並びに医療、教育、福祉その他こどもに関連する分野との連 携及び調整を図りつつ、法第10条第2項に規定する計画を定め、総合的かつ計 画的に施策を推進するものとする。

2 市は、こども施策の推進に当たっては、こども及び保護者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(虐待及び体罰の防止)

- 第17条 市は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の規定に 基づき虐待及び体罰を防止及び予防するために必要な対策を講じるとともに、保 護者等と連携し、虐待及び体罰の防止及び早期発見のための対策を講じるよう努 めるものとする。
- 2 市は、虐待及び体罰の連絡があった場合は、虐待及び体罰を受けたこどもを適切かつ速やかに守るため、関係機関、保護者(虐待及び体罰を行っているものを除く。)、学校等及び地域住民等(以下「関係機関等」という。)と情報を共有し、連携して必要な支援を行わなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待及び体罰を受けたこどもに対し、こどもが施設等に保護され、又は入所している間においてもこどもの権利が保障されるよう、市との情報の共有その他必要な配慮に努めるものとする。

(いじめの防止)

- 第18条 市は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)の規定に基づくい じめ防止基本方針を定め、いじめの防止及び早期発見に努めるものとする。
- 2 学校等は、いじめを受けたこども及び保護者に適切な支援を行うとともに、い じめを行ったこどもに対してその背景に配慮した上で指導し、又はその保護者に 対して助言を行うものとする。

(貧困の防止)

第19条 市は、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)の 規定に基づく計画を定め、こどもが安心して健やかに成長し、及び発達するため に、こどもの貧困防止のための対策に取り組むものとする。

(こどもの社会参加及び意見表明)

- 第20条 市等は、こどもが社会の一員として自分の考え及び意見の表明を行うことにより社会に参画する機会を設けるよう努めるものとする。
- 2 市は、こども施策について、こどもが意見を表明し、参画する機会を確保する ものとする。
- 3 学校等及び地域住民等は、学校等の行事及び地域活動に関して、こどもが意見を表明し、参画する機会の確保に努めるものとする。

(こどもの居場所の整備)

- 第21条 市等は、こどもが自分らしく安心して過ごすことができ、かつ、様々な体験を通し、豊かな人間性を育むことができる場(以下「こどもの居場所」という。)の整備に努めるものとする。
- 2 市等は、こどもの居場所の整備に当たって、こどもが豊かな自然及び様々な人と触れ合い、多様な体験ができるよう助言又は必要な支援に努めるものとする。 (多様性の尊重)
- 第22条 市等は、こどもが国籍、性別及び宗教の違い、障害の有無その他の違い について、その多様性を尊重されるよう配慮するものとする。
- 2 市等は、こどもに対し、偏見及び差別その他不当な扱いが生まれないようにするために、その多様性に対する理解を深め、広めるよう努めるものとする。

第5章 保護者等への周知及び啓発

(保護者等への周知及び啓発)

第23条 市は、こどもの権利に関する保護者等の理解を深めるため、必要な周知 及び啓発を行うものとする。

第6章 施策の評価

(報告)

第24条 市は、こどもの権利を守り、こども施策の充実を図るため、こども施策 の推進状況について、藤枝市子ども・子育て会議(藤枝市子ども・子育て会議条 例(平成25年藤枝市条例第27号)第1条に規定する藤枝市子ども・子育て会議を いう。以下同じ。)に報告するものとする。

(評価・検証)

第25条 藤枝市子ども・子育て会議は、こども施策の推進状況その他こども施策 に関連する事項について評価及び検証をし、その結果を市が公表するものとする。

第7章 こどもの権利侵害からの救済

(こどもの権利侵害からの救済)

第26条 市は、こどもの権利侵害に関する相談又は救済に当たっては、保護者等 との連携を図るとともに、こどもの特性及び権利侵害の実情に配慮し対応するも のとする。

第8章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例

(藤枝市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 藤枝市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年藤枝市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(藤枝市監査委員に関する条例の一部改正)

第2条 藤枝市監査委員に関する条例 (昭和42年藤枝市条例第22号) の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(藤枝市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 藤枝市病院事業の設置等に関する条例(昭和47年藤枝市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

藤枝市水道事業給水条例の一部を改正する条例

藤枝市水道事業給水条例(平成10年藤枝市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項、第34条第2項ただし書及び第38条第2項第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

建設工事請負契約の締結について(令和5年度(道補)瀬戸口橋更新工事)

令和6年1月29日制限付き一般競争入札に付した建設工事について、請負契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 令和5年度(道補)瀬戸口橋更新工事

2 契約の方法 制限付き一般競争入札

3 契約金額 357,500,000円

4 契約の相手方 角丸建設株式会社

藤枝市城南二丁目7番地の3

代表取締役 北澤 英宏

志太広域事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、志太広域事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

志太広域事務組合規約の一部を変更する規約

志太広域事務組合規約 (昭和47年静岡県指令地第 300 号) の一部を次のように変 更する。

別表中

Γ

ごみ処理施設の建設、設置及び	建設費、償還元金及び償還利息	搬入量割
管理並びにごみ等の処分等に	施設管理費(ごみ等の処分等に	施設搬入量割
関する事務	要する費用を含む。)	ル i

」を

Γ

ごみ処理施設の建設、設置及び	建設費、償還元金及び償還利息	搬入量割
管理並びにごみ等の処分等に	施設管理費(ごみ等の処分等に	施設搬入量割
関する事務	要する費用を含む。)	ル 以 M 八 里 司
		総人口割
ごみ処理施設の解体に要する紹	2分の1	
費	総搬入量割	
		2分の1

」に

改め、同表中備考5を備考7とし、備考4を備考6とし、備考3の次に次のように加える。

- 4 総人口割は、当該施設の稼働開始から廃止までの期間に係る毎年の3月3 1日現在における関係市の住民基本台帳記録人口の総数の割合により算定し た額による。
- 5 総搬入量割は、当該施設の稼働開始から廃止までの期間における関係市の 搬入量の総量の割合により算定した額による。

附則

令和6年2月藤枝市議会定例月議会 議案提案理由書(第18号議案~第32号議案)

第18号議案

地方公務員法の一部改正による定年年齢の引上げに伴い、市長及び教育委員会の 事務部局並びに公営企業の職員定数などについて、改正を行うものであります。

第19号議案

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当を新設するとともに、 関連する条例について、所要の改正を行うものであります。

第20号議案

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正を行うものであります。

第21号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部 改正に伴い、同法を引用している条文の整理を行うなど、所要の改正を行うもので あります。

第22号議案

市立総合病院の施設整備に必要な経費の財源に充てるため、地方自治法第241 条第1項の規定に基づき、本条例を制定するものであります。

第23号議案

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料額を規定するなどとともに、介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業者の指定及び更新の審査に係る手数料額を規定するなど、所要の改正を行うものであります。

第24号議案

介護保険法施行令の一部改正及び第9次ふじえだ介護・福祉ぷらん21の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料率、標準段階及び基準所得金額を規定するなど、改正を行うものであります。

第25号議案

市民等が安心して認知症とともに生きることができるまちづくりを共創により推進し、もって市民等が自分らしく暮らすことができる活力ある共生社会を実現するため、本条例を制定するものであります。

第26号議案

藤枝市こども基本条例の制定に伴い、こども施策に対するこども及び若者等の意 見を柔軟に反映させるため、改正を行うものであります。

第27号議案

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供することを規定するとともに、引用している条文の整理を行うなど、所要の改正を行うものであります。

第28号議案

本市全体でこどもの成長を支え、こどもたちが安全に、かつ、安心して健やかに 育つまち及びこどもにやさしいまちを実現するため、本条例を制定するものであり ます。

第29号議案

地方自治法の一部を改正する法律の令和6年4月1日の施行に伴い、条ずれが生じる地方自治法を引用している3本の条例について、所要の改正を行うものであります。

第30号議案

水道法の一部改正により、同法による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移

管されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

第31号議案

本件は、令和5年度(道補)瀬戸口橋更新工事について請負契約を締結するものであります。

本年1月29日に3者による制限付き一般競争入札を実施した結果、角丸建設株式会社が入札額325,000,00円で落札したため、これに消費税32,5 00,00円を加算した金額で請負契約を締結するものであります。

工事は、市議会の議決後から着工し、令和8年3月20日完成を予定しております。

工事の概要については、老朽化した橋梁上部の架け替え工事を施工するものであります。

第32号議案

新設の(仮称) クリーンセンターの整備に伴い、現ごみ処理施設の解体等に要する経費負担に関する規定を、新たに加えるものであります。